令和６年第２回定例会

建設常任委員会記録

令和６年６月24日（月）於　前川新館３階第３会議室
開 会　午前10時00分
散 会　午前10時16分

○出　席　委　員（６名）

７番	竹　内　博　之	委員	12番	齋　藤　　豪	委員
13番	蛯　名　正　樹	委員	15番	石　山　　敬	委員
26番	工　藤　光　志	委員	28番	田　中　　元	委員

○出 席 理 事 者（２名）

建　設　部　長　　木　村　和　彦　　道路維持課長　　柴　田　義　博

○出席事務局職員（２名）

主幹兼議事係長　　蝦　名　良　平　　書　　記　　飯　田　大　空

†―――――――――――――◁ ▷―――――――――――――†

【午前10時00分　開会】

○委員長（齋藤　豪委員）　これより、建設常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は６名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本定例会において、建設常任委員会に付託されました案件は議案１件であります。

議案第66号　　物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について

○委員長（齋藤　豪委員）　議案第66号物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。建設部長。

○建設部長（木村和彦）　議案第66号物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について御説明申し上げます。

本件に係る物損事故は、令和５年12月17日午前10時頃、市道宮地百沢線の街路樹が倒れ、弘前市大字新法師の相手方倉庫の屋根及び天井並びに倉庫内に保管していたりんご及びコンテナが損傷したものであります。

損害賠償の額は83万3400円で、和解の内容については、第１項第１号の相手方に倉庫の損害に対する賠償金として73万7000円を、第１項第２号の相手方にりんご及びコンテナの損害に対する賠償金として９万6400円を支払い、市及び相手方は双方ともこの事故に関して、今後何らの請求をしないものであります。

なお、この場合の損害賠償については、当市が加入する道路賠償責任保険で全額支払うことになります。

以上の内容で示談の同意を取り付けましたので、物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第96条第１項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上であります。

○委員長（齋藤　豪委員）　本案に対し、御質疑ございませんか。

○28番（田中　元委員）　今回事故のあった松並木は、私の記憶では、たしか過去に１本１本全部調査をして、そのデータもたしかあるはずです。松の木も非常に高くなって、樹高があり、なおかつ中が空洞になっていました、腐っていましたというのが、当時の調査でも相当数ありました。

旧岩木町にバイパスができたので、現在の道路は交通量が減ってよいのですけれども、枝が道路にせり出しているものですから、雪が車に落ちたとき、私の記憶ではたしか３台くらい賠償金がかかったという経緯も実は過去にありました。

そこで、松木は危険といえば危険なのですけれども、今回は市が補償するということだから、市の管理ですと。たしか、市の管理、県の管理、中には個人の土地にありますというものもあって、個人の家に枝が勝手に伸びてきてしまって、もう手も足も出なかったという経緯も、たしかあったはずです。

まずは、市の管理部分、県の管理部分はどうなっているかお聞かせください。

○道路維持課長（柴田義博）　まず、昔は旧県道というのがありました。それは県道の部分でしたので、今後の街路樹ということで、松並木を県で管理してくれるというのがございました。それが市のほうに移管になっておりまして、現在、市道に関しては、全て市の管理の松並木になってございます。

また、民地に係る部分に関しては、民地の方々が管理するということになっておりまして、現在、市で管理する松並木につきましては、百沢街道という街道、いわゆる市道宮地百沢線、もう１本が高岡街道ということで、いわゆる市道新法師高岡線の２本となってございます。現在、129本ある松並木を管理しております。

○28番（田中　元委員）　今の話では、現在、県管理ではないと。たしか過去に県管理の部分もあったのではないかと記憶しておりますけれども、いまだ民地に生えている木もあるということですね。

○道路維持課長（柴田義博）　民地にある木もございます。民地にある木で文化財指定している木もあると伺っております。

○28番（田中　元委員）　先ほども言いましたけれども、過去に誰かも知らない人に民地で勝手に木を切られたというケースがあったのですよ。今、仮に民地であっても、市が文化財として指定をしているということになれば、個人だと思うのですけれども、勝手に伐採することはできないということになっているのですか。

○道路維持課長（柴田義博）　民地にある指定木につきましても、市で勝手に切ることはできない。また、県に届出も必要ということになると思います。

○28番（田中　元委員）　聞いているのは、個人の方が勝手に木を切り倒すこと、伐採することができるのかどうか。

○道路維持課長（柴田義博）　民地で文化財指定をしている木は、勝手に切ることはできないです。

○28番（田中　元委員）　松並木は歴史的に貴重だということで、市の文化財として指定をされ

ているわけなので、こういう木を勝手に切り倒すことはできない。

その一方で、今回のように１本１本倒れるまで待つのかということになりますよね。それをどのように考えているか。今すぐここでどうこうというものであれば、いいのですけども、そのことについてどう考えているのか。

○委員長（齋藤　豪委員）　もし、何らかの答えがありましたら、後でお知らせください。

ほかに御質疑ございませんか。

○13番（蛯名正樹委員）　私から何点かお尋ねいたします。

かつて県道であった。それで市道に移管されたということなので、県道から市道に移管されたのはいつなのか。

それと、街路樹として今管理しているというふうなことなので、街路樹として管理する内容、管理の実態はどういうふうな形で管理しているのか、お答えいただきたいと思います。

○道路維持課長（柴田義博）　まず、管理方法についてお答えします。

松並木の維持管理につきましては、維持管理委託業務により、毎月１回の点検、また二重で道路パトロールの点検をしております。また、危険木が確認された場合は、委託業者が診断を行って、その結果を公園緑地課の樹木医の方に相談しながら、慎重な対応をしているという状況になります。

また、市道の移管の日ですが、平成21年11月16日付で旧道を移管しております。

○13番（蛯名正樹委員）　平成21年に移管になって、街路樹として適正な管理をしているというふうな御答弁でありましたけども、実際にここの松並木、先ほど田中委員からも、過去に何回もそういう事故があった、私も道路維持課長時代にそういうふうな経験もしていますし、それぞれ雪が、松並木の枝にかぶさって、雪がそのまま車両に当たるというふうなこともあった記憶があります。

そういう意味で、まして街路樹というふうな、指定木というか、そういうふうなことになっているわけですけれども、やっぱりその管理の中身・実態を、過去にどういう経緯でこういう事故が何回も発生して、第三者に対する損害が発生する大規模な事故もあるというふうなことであれば、やはりもうちょっと適正な管理が必要ではないかと思うのですよ。

やっぱり十和田湖でもあった、奥入瀬渓流の、歩道にあった木が歩いていた人に当たってけがをしたという人身事故等がこれから起きる可能性もあるわけなので、その管理の実態を、委託している業者に任せるということではなく、定期的に行政側でも樹木診断をやるべきと考えますが、その辺のことをこれからどういうふうに考えているのかお答えください。

○道路維持課長（柴田義博）　樹木の管理につきまして、今回の倒木につきましては中のほうの空洞というのがありました。こういったものが分かるためには、なかなか目視では分からないので今打診をやっております。昨年もやりました。今年度もやっております。

やはり打診をしながら、そういった調査をして異常を発見して、それを踏まえて、樹木医の方と相談しながら対応していくというふうにしております。

○13番（蛯名正樹委員）　最後は、意見要望にとどめますけれども、やはりこれまでも松並木の事故が度々発生している事実があります。ですから、特に冬期間になる前に、そういうふうなことの診断であったり、実効性のある管理の形態にしっかり改める必要があると思うので、やはりその辺を財政当局とも十分話をしてやっていかなければ、これが人の事故になれば大変なことになるので、松並木という保存樹みたいなものでなかなか管理と保存が難しい面はあるかも分からないですけれども、そこをしっかりとやっていただきたいと思います。

○委員長（齋藤　豪委員）　他に御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（齋藤　豪委員）　質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（齋藤　豪委員）　意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（齋藤　豪委員）　御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前10時16分　散会】